

# 平成29年度税制改正～法人税～～地域未来投資促進税制の創設～

平成29年税制改正により、地域未来投資促進税制が創設されましたので、その改正内容についてお知らせいたします。

## 地域未来投資促進税制の創設

地域経済を牽引する中核企業等が、地域経済に波及効果のある新たな事業に挑戦するために行う設備投資を対象に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されました。

### <地域未来投資促進税制の概要>

青色申告書を提出する法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に資する法律の承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に、その法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等(承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、一定の規模のものをいいます。)の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、承認地域経済牽引事業の用に供したときは、その取得価額(その特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、100億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額に占める割合を乗じて計算した金額)の40%相当額(建物及びその附属設備並びに構築物については、20%相当額)の特別償却とその取得価額の4%相当額(建物及びその附属設備並びに構築物については、2%相当額)の特別税額控除との選択適用ができます。

ただし、特別税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%相当額が上限とされます。

### <適用要件>

対象事業者	青色申告書を提出する事業者で、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の承認地域経済牽引事業者であるもの
対象期間	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」(「地域未来投資促進法」)の施行の日から平成31年3月31日までの間
対象設備等	その事業者の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って <b>特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物</b> (以下「特定事業用機械等」という。)の取得等をしてその承認地域経済牽引事業の用に供したとき

※ **地域経済牽引事業**…地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。

※ **特定地域経済牽引事業施設等**…承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、取得価額合計額が2,000万円以上のものをいう。

### <特別償却・税額控除>

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置 器具備品	取得価額 × 40%	取得価額 × 4%
建物 建物附属設備 構築物	取得価額 × 20%	取得価額 × 2%

(注1) 上記において、その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、100億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額が、取得価額となります。

(注2) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とされます。

### <対象事業のイメージ>

地域未来投資促進税制の対象事業は、地域固有の強みを活かした次のような事業が想定されます。

- 先端技術を活かした成長分野のものづくり(医療機器・航空機等)
- 台4次産業革命関連分野(IoT、ビッグデータ、人工知能等)
- 職関連・地域商社(農水産品・商業・スポーツ活用ビジネス)
- 新たなニーズをターゲットにした観光・商業・スポーツ活用ビジネス
- 医療・健康・教育関連サービス 等

<適用時期>この改正は、企業立地促進法の改正法の施行日から平成31年3月31日までの間に取得等をして一定の事業の用に供した場合に適用されます。